

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第七回定例会

平成十六年七月二日
新宿区役所六階第四委員会室

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第一 議案第四十六号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
日程第二 議案第四十七号 新宿区社会教育委員の委嘱について

報 告

- 一 平成十六年度第二回新宿区議会定例会における代表質問等及び答弁要旨について（次長）
- 二 子どもの安全対策について（教育政策課長）
- 三 平成十六年度夏季施設参加児童見込について（教育指導課長）
- 四 平成十七年度学校選択制度について（学校運営課長）
- 五 「学校を活用した子どもの居場所づくり事業」及び「家庭教育支援総合推進事業」の実施について（生涯学習振興課長）
- 六 平成十五年度生涯学習財団事業実績報告及び収支決算について（生涯学習財団担当課長）
- 七 新宿区子ども読書活動推進会議について（中央図書館長）
- 八 その他

協 議

- 一 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の採択について（教育指導課長）

木島委員長

ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第七回定例会を開会いたします。
本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。
本日は、教育委員会会議規則第十五条の規定に基づき、学校教育法第一百七条の教育用図書
審議委員会の委員に出席を要請し、おいで願っていただいておりますので、御承知おきくだ
さい。

議 案

議案第四十六号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第四十六号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

それでは、議案第四十六号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第四十六号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これにつきましては、第六次・学校適正配置計画に基づきまして、既に四谷地区の小学校について、四谷第三小学校及び四谷第四小学校を廃止して、四谷小学校を新宿区四谷二丁目六番地に設置するという学校設置条例の一部を改正する条例が定められております。それと関連いたしまして、今回、通学区域につきましては定める必要があったため、この規則を改正するものでございます。

改正内容は、四谷第三小学校及び四谷第四小学校の通学区域を統合して、四谷小学校の通学区域とするものでございます。

施行日は、平成十九年四月一日でございます。

三枚目をちょっとごらんいただきたいんですけども、それぞれ改正する規則でございますが、別表一の四谷第三小学校と四谷第四小学校の項を削りまして、東戸山小学校の項の次に四谷小学校の通学区域を定めたものでございます。

提案理由でございますが、第六次・学校適正配置計画に基づく新宿区立四谷第三小学校及び四谷第四小学校の廃止並びに同四谷小学校の設置に伴い、通学区域を定める必要があるた

めでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長
内藤委員

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

この三枚目の四谷小学校の、これは地図を見れば簡単にわかることだと思うんですが、四谷一丁目、二丁目、四谷三丁目と来て、その次に括弧で二番地で始まりますよね。これは四谷三丁目にかかるのか、その次の「四谷四丁目（二番地、三番地）」というのは、明らかに四谷四丁目にかかると思いますが、四谷三丁目でカンマして括弧というのは、この二番地、三番地はどこの二番地、三番地。

教育政策課長

申しわけございません。この「（二番地、三番地）」は、四谷三丁目にかかるものでございまして、四谷三丁目と括弧の間のカンマは削除いたしますので、よろしくをお願いいたします。

内藤委員

それと、これももう地図を見れば簡単にわかることなんだろうが、二番地、三番地と来て、四番地、五番地、こういう番地が飛ぶのはどういう理由ですか。

学校運営課長

今の四谷の第三、こちらの新旧対照表を見ていただきますと、現行の四谷の三丁目、四丁目について連番の番地にはなってございませんで、その間に住居表示の関係で、いろいろと過去の変更がございましたので、現行については、その間のところについては飛んでいると。下の方が実態になってございます。

内藤委員

つまり、番地そのものがない。この対照表では、もう四谷三丁目まで括弧ですぐわかりますね。

教育政策課長

申しわけございません。実は、この四谷三丁目の四番地、五番地につきましては、四谷第六小学校の通学区域になっております。それから、引き続きですけれども、四谷第六小学校につきましては、四谷三丁目の一番地、四番地、五番地、八番地、九番地、十二番地及び十三番地となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

内藤委員
教育政策課長
木島委員長

わかりました。それは地理的に明らかに第六小学校寄りなわけね。

そのとおりでございます。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四十六号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第四十六号は原案のとおり決定いたしました。

議 案

議案第四十七号 新宿区社会教育委員の委嘱について

木島委員長

次に、「日程第二 議案第四十七号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

教育政策課長

議案第四十七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「議案第四十七号 新宿区社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。

二枚目をごらんいただきたいんですけども、ここに候補者の名簿がございます。社会教育法の第十五条におきまして、社会教育委員を置くことができるとなっております。それで、教育委員会が委嘱することとなっております。定数につきましては、設置条例によりまして十名以内と定められておりまして、任期は二年でございます。今回委嘱いたしましたら、平成十六年七月五日から平成十八年七月四日というふうな任期になります。今回は、平成十六年度、十七年度の社会教育委員第十五期ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。ここに名簿がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、提案理由でございますが、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

櫻井委員

この菊地先生と菅野校長は、中学校長会の会長と小学校の校長会の会長さんでしたっけ。

生涯学習

中学校長会長と小学校長会長に推薦依頼をいたしまして、それぞれ推薦をいただいた校長先生でございます。なお、菅野静二先生は小学校長会長でいらっしゃいます。菊地正直先生は、昨年度の中学校長会長で、今年度の中学校長会長の推薦で、今回委嘱をしたいと考えている方でございます。

振興課長

わかりました。推薦であって、いわゆる充て職ではないということですね。

櫻井委員

ほかに。

木島委員長

これはもう全く感想ですが、これ、男女同数というのは大変結構だと思っておりますので、不文律的、慣例的に男女同数の構成は続けたら大変結構だと思いますね。新任の方が男性三人で女性一人で同数になった。退任された方も同じ、男三、女一だったのかな。もう全くの感想ですけども、こういう会議体の構成は男女同数だということは大変結構だと思います。

内藤委員

生涯学習

前任者五名は、五名皆さん男性でいらっしゃいました。

振興課長
木島委員長
木島委員長

ほかに。
ほかにどなたか。
ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四十七号 新宿区社会教育委員の委嘱について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
〔異議なしの発言〕
議案第四十七号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議事は終了いたしました。

木島委員長

報告事項

- 報告一 平成十六年第二回新宿区議会定例会における代表質問等及び答弁要旨について
報告二 子どもの安全対策について
報告三 平成十六年度夏季施設参加児童見込について
報告四 平成十七年度学校選択制度について
報告五 「学校を活用した子どもの居場所づくり事業」及び「家庭教育支援総合推進事業」の実施について
報告六 平成十五年度生涯学習財団事業実績報告及び収支決算について
報告七 新宿区子ども読書活動推進会議について
報告八 その他

木島委員長

次に、事務局からの報告を受けます。
報告一から報告七について一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。
それでは、報告の一でございますけれども、平成十六年第二回区議会の定例会における代表質問、一般質問、その答弁の要旨でございます。
今回、大変質問が多かったものですから、ページ数も大分あるんですけれども、はしょりながら御説明したいと思います。
まず一ページでございますが、日本共産党新宿区議会議員団代表質問です。学校選択制についてということで、戸塚・大久保地区の中学校に対する特別な配慮と対策と、それともう一つ、三十人以下学級の実施についてということについて聞いております。教育長の答弁でございますが、統合の予定校でございますので、互いの教育課程を研究・分析してすり合わ

次長

せを行っているわけですが、移動教室を合同で予定したり、両校の生徒がともに学習する機会を設定したりしている。それと、配慮の部分でございますけれども、これはあくまでも予定ではございますけれども、統合校の教員の加配措置、先生を余分に配置するというような考え方ですが、そういう配慮とあわせて、小人数学習指導加配、そういった人事面の配慮を行うと、新校においてわかりやすく楽しい授業が展開され、魅力ある学校となるよう支援をしていくと、そういうふうに答えております。

それと、もう一つ、三十人以下学級についても聞かれております。これについては、何回も質問を受けているんですが、教育委員会としては、今年度小・中学校全校に、定数枠を超えて、都からの加配教員及び区費による講師を配置した。これまで以上に小人数学習指導やチームティーチングを拡充し、個に応じた指導の充実を図っていくというふうに答えております。

一ページの下の方に、一般質問で幼稚園と保育園の連携・一元化について聞いておりますけれども、この質問は、各会派大変多いものですから、ちょっとまとめてさせていただきます。

二ページ目を飛ばしまして三ページ目、共産党の一般質問ですが、(仮称)落合第二区民センター建設と、それに関連する西落合ことぶき館・落合社会教育会館の統合について聞かれております。これにつきましても教育委員会で御報告しているわけですが、落合第二区民センターができたときに、落合社会教育会館の機能を統合したということは、わかりやすく申し上げれば落合社会教育会館は廃止して、新たに建設される区民センターの方で事業を代替して実施していくと、そういう考え方でございますけれども、そういうことを答弁しているわけですが、教育委員会としては、社会教育会館の機能を新たに建設される区民センターで代替され、よりよい環境のもとで、生涯学習活動の一層の充実を図られるものと考えている。したがって、落合社会教育会館は、落合第二区民センターが完成した時点では、存続する考えはありませんというふうにお答えしています。

もう一つ、ことぶき館についても聞かれておりますけれども、これは福祉部の方の所管でございますので、割愛させていただきます。

それと、三ページ目の下の方に、公明党でございまして、子育て支援と幼保一元化について聞いております。これは、四ページの上の方に教育長が答弁してございまして、幼保一元化については「第三次実施計画」、今現在進行している計画でございまして、その実施計画で検討項目としており、幼稚園と保育園のよい機能をあわせ持った幼児施設として、

ゼロ歳から就学前までの一貫した幼児教育が可能になることや、保護者の選択肢が拡大するなど、まさに時代の要請であると認識している。教育委員会としては、合同カリキュラムの問題や人員体制・組織体制、保護者のかかわり方など、乗り越えなければならない課題はありますが、これらを区長とともに解決し、すばらしいモデルへの実現に向けて努力していきたいと考える、こういうふうに答えております。幼保の答弁が幾つかあるわけでございますけれども、一番基本的な答弁、考え方は、大体ここで述べたような答弁になるかと思えます。

公明党からは、それ以外にも文化振興について聞かれております。その次に教育長答弁でございますけれども、現在、区立小・中学校において、総合的な学習の時間や音楽の授業等において、書きぞめ、染物、能楽鑑賞、邦楽体験、和楽器演奏等を行っている。また、教育課程において自国の伝統文化の学習を指導の重点と位置づける学校が年々増加している、そういうふうに答えております。

真ん中へんに、学校施設のバリアフリー化についても聞いております。実態として、バリアフリー化については学校間の格差がかなりありますから、これをすべて今対応するというわけにはなかなかいかないんですが、今後の改修・改築時等にさらなるバリアフリー化を進めてまいりたいと考えておりますと答えております。

それと、障害のある児童・生徒にとって、施設面だけではなく人的支援等、ソフト面との連携が必要ではないかというふうに聞かれているわけですが、これにつきましては、五ページ目の上の方に答えが書いてあります。現在、障害のある児童・生徒の就学については、就学指導委員会を中心に保護者、教育委員会、学校などが就学相談を十分に重ね、障害に対する理解や人的配置等も含めた支援・協力体制を整備するなど受け入れ態勢に特別な配慮をしていると、そのようなお答えです。

それと、五ページ目の中段あたりで、自由民主党新宿区議会議員団から質問がございまして、代表質問で、防災について聞いております。中学校教育に消防活動を取り入れてはどうかというような質問です。答えといたしまして、各中学校では、既に避難訓練・防災訓練、安全指導の時間を教育課程に位置づけ、計画的に防災に関する教育を実施している。ちょっと飛びまして、消防団や地域と連携を密にした防災訓練を全中学校で取り組み、広げていけるように検討していくという答えです。

それと、一般質問で四谷地区三小学校の統廃合について聞いております。四谷の統合新校は、どのような新校をつくるつもりか。あと「地域に開かれた学校」について、それと幼保

一元化施設の用地の問題、内容、メリット、多岐にわたって質問を受けておりますが、これについての答えです。これについての答えが、実は六ページの方になるんですが、六ページの中段以降、次長答弁といたしまして、どのような新校をつくるのかと聞かれておりますので、各学年二学級を整備し、活気のある学校をつくる。それと、少人数指導やチームティーチング、多様な学習形態に対応できる多目的スペースを確保するとともに、ITなど新たな時代に対応する教育環境を整備していく。それと、具体的な話なんですけれども、今、いろいろと化学物質のことなども話題になっておりますので、新校建設に当たっては、室内空気を汚染する化学物質の発生しない建材を使うなど、アレルギー等、子供の健康面に十分配慮していく。また、防犯・防災面からの施設セキュリティ面の充実、緑化や雨水利用など環境へも配慮し、地域コミュニティー施設としてバリアフリー化も図っていくと、割といいことを並べているわけです。

六ページ目の下の方なんですが、この部分は「地域に開かれた学校」ということで聞かれておりますので、かなり基本的なテーマですので丁寧に答えております。(二)の部分ですけれども、従来から、教育委員会では、施設開放や公開講座等の推進に取り組んできました。さらに一層、学校が地域のコミュニティーの核として地域の方々に会議室や図書室などの利用がしやすく、また、親しまれる施設として利用されるよう努めている。しかし、これからの「地域に開かれた学校」とは、御指摘のように教育活動を広く公開し、「御指摘のように」というのは質問の中で言っているわけなんです。世代を超えて地域の方々と触れ合い、外部評価などでいただいた御意見なども反映させながら、教育活動を推進することにある。既に小・中学校では、さまざまな教科学習や活動の場で、地域に住む幼稚園児や保育園児、保護者、高齢者、大学生、ボランティアとの交流や学習を通し、自主性や社会性、人への思いやりなど「生きる力」を育むための教育を推進している。今後も、スクールコーディネーターとの連携を図り、多くの地域の方々と子供たちが触れ合い、区のスローガンなども引用しておりますけれども、そういう答弁をさせていただいております。

ちょっと報告しておいた方がいいんですが、五ページ目の方に戻っていただきまして、質問の中で跡地について触れている部分がございます。これは区長部局の方からの答弁なんです。五ページ目の下から六行目です。四谷第四小学校は、東西に長い四谷地区のほぼ中央に位置しており、地域のコミュニティーづくりの中心として、子供も大人もともに集い、さまざまに利用されるような広場として跡地を活用することを検討してよいのではないかと考えている。これは区長部局の方の答弁です。福祉部長じゃないですね、企画部長で

すね。失礼しました。これ、答弁は企画部長です。それと、一番下の行に、四谷第三小学校についても跡地のことに触れております。四谷第三小学校は、駅前に位置したポテンシャルの高い立地ですので、多様な活用方法を検討したいと考えている。いずれにいたしましても、二つの小学校跡地を、どのように活用すれば、四谷地区の皆様にとって、また、区民の皆様にとってよいか、十分に論議し、検討していく。統合校の跡地利用について答えておりますので、ちょっとそのところを御報告させていただきました。

もとに戻りまして、七ページ目の真ん中へんに、新宿区議会無所属クラブの代表質問がございます。教育についてということで、学校選択制、それと外部評価、学力調査、この辺のことについて聞いております。教育長答弁でございますが、学校選択制については、この後も報告事項の中に入っておりますけれども、各学校情報のPR活動の充実、それと学校説明会の二回開催、学校案内冊子やホームページの充実、広報紙を積極的に活用するなど、学校の選択に当たり十分な情報が伝わるよう努めていく。それと、受け入れ枠についても答えておりまして、区として各学校の実情も考慮に入れた客観的な上限枠を示し、選択者にとっても理解していただけるようなものにしていきたいと考えていると、こういうふうに答えております。

(二)のところ、学校評議員制度等について答えております。学校評議員制度、外部評価、保護者、地域の方との懇談等を実施し、校長の学校経営に貴重な御意見をいただいております。今後さらに、こうして寄せられた御意見を分析し、課題を明らかにして校長は経営していくことが大切である。

八ページ目の方に移らせていただきますけれども、ここでお答えしているのは、学力調査について答えております。(三)のところ、各学校では、これまでの知識理解に重点を置いた学力から、意欲、思考判断及び表現力等の確かな学力の育成を目指して取り組んでいく。その中で、ペーパーテストではかれる学力は、確かな学力の一側面であるということをも十分理解した上で、今回の結果をもとに、今回の結果というのは、二月に実施した中学校の学力テストのことなんですけれども、学力調査ですね。今回の結果をもとに、個々の生徒の学習の習得状況を把握し、それを指導に生かしていくことが重要である。教育委員会としては、調査の分析結果をもとに、各学校が、今後どのように指導を行っていくかという授業改善推進プランを作成させますと。また、その取り組みを十分に保護者等へ説明するために説明会を開催したり、ホームページ等に公開したりするよう、周知並びに指導をしていく。学力調査の各校別のデータそのものは言っておりませんが、調査結果をもとに授業を改

善していくと、そのような答えになっているわけでございます。

それと、次に、一般質問で、実学的教育の充実について。実学的教育といいますのは、そこに書いてありますけれども、実社会に役立つような内容の教育、それと、幼いときからお金に対する認識が身につくような教育の必要性ということを知っているわけでございます。これは、後ほどお読みになっていただきたいと思っております。

九ページ目の方に移らせていただきまして、民主・無所属クラブの代表質問で、年金等の社会保障教育について聞いております。これはちょうど年金問題が国会の焦点になっていたということもあります。それで、答えなんですけれども、新宿区立中学校では、社会科の公民的分野で、社会保障の仕組みとして、医療保険・年金保険・介護保険について学習していると。また、小学校では、税務署の租税教室を実施するほか、教育委員会からも社会保険庁のポスターコンクールの応募について各学校に周知している。年金についてということなんですけれども、年金についても、出張授業をしていただける団体があるということなので、そういう連携の仕組みづくりを行っていきますということを答えています。

それと、一般質問で、四谷地域小学校の適正配置計画と幼保一元化について聞かれております。答えが下の方に書いてあるんですが、幼保一元化については、既に平成十五年二月に策定した第三次実施計画に項目として掲げております。ただ、その段階では、具体的に四谷で幼保園をやるということは何も触れておりません。四谷地区の今回幼保の問題がかなり焦点になりまして、そのいろいろ質問が多いというのは、趣旨として四谷の統合新校に幼保園を併設するという提案が唐突だというような御指摘なんです。そういったことで、いろいろ質問を受けてきたわけなんですけれども、確かに提案自体は唐突でした。そういうことは区長の方からも、提案が唐突だったということについてはおわびするというような答弁もしております。ただ、幼保一元化については、課題としてはあったんだと。ただ、その具体的な話が出るのが、統合新校の合意が決まった直後というようなタイミングになってしまったものですから、それでいろいろとおしかりを受けたというようなことです。

十ページ目でございますけれども、社会新宿区議会議員団代表質問、これも幼保一元化について聞いております。

それと、下の方に「日の丸・君が代」の強制と教育委員会の姿勢についてという質問がございまして、十一ページ目の方になりますけれども、これは何を聞かれているのかということ、質問書を教育委員長あてに出したんだけれども、それを教育委員長のもとにちゃんと質問書の趣旨が届いているのかというようなことを、手続的なことを聞いたりもしております。答え

教育政策課長

といたしまして、これ、ちょっとわかりづらいんですけども、要するに、この時期、いろいろと批判的な意見なりが教育委員会の方に来ておりまして、それを教育委員会の中で一括して取り上げたという経過があります。個別のものについて逐一教育委員会には御報告していなかったと、そういう事実がありました。答えの中で、答弁の中で言っていることは、今後は教育委員あての文書等につきましては、委員長初め各委員に周知を徹底するよう、一層の配慮をいたしますということを答えております。

それともう一つ、教員の不起立、起立しない教員が都教委で今回多くの処分者を出したわけなんですけれども、そのことについての質問です。児童・生徒が起立しなかったときに、教員はどうなるんだというような御質問でして、答えとして言っておりますのは、教育委員会としては、児童・生徒が不起立だからといって、すぐに教員を処分の対象とするのではなく、十分に事実関係を明らかにした上で、教員への指導・助言をしていかななくてはならないと考えると、そのように答えております。

それと、十一ページ目の後段でございますが、花マルクラブの代表質問ということで、幼保一元化、教育委員会・福祉部の連携について聞いております。これもたび重なる質問なんですけれども、今後は、企画部、福祉部、教育委員会で検討委員会を立ち上げるというようなことを答えておりまして、実際そういう方向で、今作業が進められているということでございます。

ちょっと雑駁ですけれども、以上でございます。

続きまして、報告の二、子どもの安全対策について御報告いたします。

新宿区では、安全・安心なまちづくりを区政の最重要課題と位置づけまして、それぞれ関係機関と連携して全力で取り組んでいるところでございます。教育委員会では、頻発する子供を巻き込んだ犯罪や事件から子供たちを守るため、防犯ブザーを貸し出したり、防犯啓発用冊子「こんなときあなたはどうしますか？」を教材として配布して、また、学校や地域における防犯マップの作成や、パトロールなどの安全対策にかかわる取り組みを支援しているところでございます。

ここにありますように、教育委員会では、あらゆる機会を通して発達段階に応じた防犯・安全教育の徹底をすることが第一と考えております。そこで、まず学校における安全教育を徹底するというところでございます。学校におきましては、防犯教育を教育課程、カリキュラムに位置づけまして、積極的に取り組んでいるところでございます。それで、各学校では、子供たち一人一人に危機回避能力を身につけさせるために、セーフティー教室や、警察等関

係機関と連携して、防犯ブザーを活用した危機回避方法などの実践的な教育活動を行っているところでございます。

教育委員会におきましては、それらの学校の取り組みの実効性が高まるように、「こんなときあなたはどうしますか?」、これは防犯啓発冊子でございますが、これを配布するとともに、小学生児童につきましては、ことし、平成十六年二月に防犯ブザーを配布したところでございます。保護者につきましては、ここにありますように、それぞれ子供とよく話し合ったり、外出時に危険な箇所や場面をチェックするなど、常日ごろから家庭での危機回避能力の育成に努めていただきたいというものでございます。

防犯ブザーの取り扱いでございます。今年度は、先ほどお話しいたしましたように、防犯教育を教育課程に位置づけたということがございました。それで、さらに効果的、実践的な防犯教育を推進するために、今回、区立中学校全生徒に防犯ブザーを無償配布の補助教材として配布することといたしております。この措置に伴いまして、中学生児童につきましては貸与していたところですが、防犯ブザーをそのまま無償配布の補助教材に切りかえるというものでございます。これにつきましては、各学校に別途通知するという予定でございます。なお、区内在住の私立、また国立等の児童・生徒につきましては、教育委員会から別途貸与するという形でいきたいというふうに考えております。

それから三番目でございます。地域へのパトロールパネルの配布でございます。児童・生徒の安全につきましては、地域の主体的で効果的な活動により確保できるものであります。こういった取り組みを、それぞれの地域から区全域に拡大していきたいと考えておりました。その一つといたしまして、警戒標識といいますか、今回、こういう形のものを用意いたしました。これは腕に巻くこともできるとか、また、あとはこの両わきに穴をあけて、自転車のかごのところに付けられるような形にして防犯パトロールをやっているというふうに、ここは新宿区と四警察と名前を入れてやりたいというふうに思います。これと、それから、「こんなときあなたはどうしますか?」、この冊子ですけれども、これは学校、または特別出張所を通しまして、区内全域一万人に配布したいというふうに考えております。このパトロールパネル等を利用いたしまして、防犯意識の向上を図っていきたいというふうに考えております。

なお、ちょっとこれをごらんいただきたいと思いますけれども、これは今回、防犯マスコットということで「新宿シンちゃん」というものをつくりました。これは、実は「アンパンマン」をつくりましたやなせたかしさんをお願いいたしまして、これをつくらせていただきま

した。中にシールもごさいます。このシールはいろいろなところに張っていただいで、防犯意識を高めていただきたいというふうに考えております。この冊子ですけれども、表紙をあけていただきますと、表紙の裏でございませうが、ここに「子どもの防犯マスコット『新宿シンちゃん』」という説明を書いてございませう。これは、カナダの森林警備隊を模したということで、こちらの色がある方がいいと思ひませうけれども、赤い制服にテンガロンハットということで、大きな目をしてございませう。この大きな目は真珠だそうございませうして、「新宿」をかけて「真珠の区」というふうにおっしやっております。そういうことです。

それから、この冊子でございませうが、一番後ろ、裏表紙のちょっとまた中の方の中面でございませうが、ここに「正しくつかおう防犯ブザー」ということで、防犯ブザーの使い方等も書かれてございませう。これは、今回新しくこういう形でとじ込ませていただひませうしました。

そういうことを含めませうして、今後さらに子供の安全対策についてやっていきたいというふうにごさいませうので、よろしくお願ひいたひませう。

以上です。

教育指導課長

報告三について御説明を申し上げます。平成十六年度夏季施設参加児童見込み数でございませう。集計が各小学校よりまとまりましたので、一覽といたひませうしました。

ちなみに、千代田湖の夏季施設は七月二十一日から八月八日まで九校でございませう。女神湖は七月二十一日から八月二十八日まで二十一校、大体例年どおりでございませう。夏季休業中でございませうが、にもかかわらぬ、参加率もともに九〇%を超えてございませうので、全員、一〇〇%という望みもございませうけれども、いろいろな家庭の都合のある中で、こうして参加いただひせていることは大変喜ばしいことだと思ひてございませう。

以上です。

学校運営課長

報告の四でございませう。平成十七年度学校選択制度について報告をさせていただきます。

まず、一点目の新宿区立小・中学校の普通教室の上限に関する基準ということで、別紙一を見ていただひたいと思ひませう。裏面でございませう。昨年度、十六年度にかけませうして初めて準備をし、やってきたところでごさいませうが、なかなか客観的な基準がはっきりとしないというふうな、いろいろ反省を踏まえて、十七年度に向けませうしては客観的な基準を設けて対応をとってまいりたいというのが中心になってございませうして、小学校、中学校とも必要な特別教室の基準を設けることで、普通学級としての整備のできる部屋の数を確定していこうというふうな考え方になってございませう。小学校と中学校で一定の基準を設けてございませう。

小学校につきませうしては、二の(一)のところ、原則として以下の三つの特別教室を確保す

るということでございます。会議室、いろいろな開放等の使用に使うということ、また、生活科等体験的な学習用の教室、それから少人数の学習用の教室ということでございます。

その他としては、(二)でございますが、これは教室という一つの教室まで必要はございませんが、一定のスペースを確保する必要があるだろうということと考えたものでございまして、の教材を保管するスペースからまで、既に設置されている統廃合などにかかわる資料室というふうになってございます。後で中学校のものと見比べていただきたいと思いますが、、、と、この五つが中学校と共通になってございます。それから、のところの児童会及び委員会を行うスペースというところは、中学校の方は、後ほど説明しますが、生徒会室ということで、これは一部屋確保するというふうなところが違っているところでございます。

(三)のところでございますが、(一)(二)以外のところで、理科室等、そこに記載の部屋につきましては、各教科別の授業のために必要な部屋ということで確保してございますので、そういったところを除いたところを、大規模改修工事をせずにできるということ的前提にしながら、普通教室への転用を可とするというところの教室を判断の材料にさせていただこうというふうに思っております。

今申し上げたところが基本的な原則、基準ということで、ただし書きで、特別の事情がある場合はこの限りでないというふうに書いてございます。この主なものは、そこに書いてあるような基準に対しまして、既にこれだけの場所を確保できないといった学校も発生してきてございますので、そういったところについては、その学校の状況を勘案した上で、この基準とは違った対応も必要だということでも、ただし書きを設けているところでございます。

小学校につきましては十八教室を限度としたいというふうに考えてございます。

次のページを見ていただきますが、中学校の基準につきましては、小学校と基本的な考え方は同じでございますが、特別教室として確保するものとして、(一)のからということでございますが、会議室、それから少人数指導等の部屋、これは一から二、それから視聴覚室、それから先ほど申しましたように生徒会室というものを考えているところでございます。その他としては、スペースとして確保するものが以下の五点、これが小学校と共通するものでございます。それから、(三)のところは小学校と同様な形で規定をさせていただいているものでございまして、普通教室は全体で十五教室を限度とするということで、この基準については七月二日から施行をさせていただいております。

この基本的な考え方については、各学校の方に事前に協議をさせていただき、了承を得て

いる内容でございます。

それから、もとに戻っていただきまして、二番目のところの、具体的なその基準に基づく十七年度の新一年生の受け入れ可能数の一覧表を別紙の二のところ、その次の別紙一の後のものでございますが、横長の資料になってございます。十七年度に向けての表というところで、小・中別に分けてございまして、一番左側が、これが十七年度の段階において各学年全体での合計の通常学級の数の上限をあらわしてございます。その次の横のところ、それから考えて、来年度の新一年生を受けるところの上限の通常学級の数を記載してございます。そのまた一番右側におきましては、十六年度の数字を比較して出させていただいているものでございます。

また、この一番右端のところ、公開学級数を記載させていただいてございますが、昨年は弾力運用したということで、実際に公開学級の数からプラスしたところが三校出てきてございまして。小学校の上から三つ目の市谷小学校が二になってございまして、実質は三教室になってございます。それから、十八番目の戸塚第一小学校も、公開が二でございまして三教室になってございます。それから、中学校の方の上から三番目の牛込第三中学校が、三教室が四教室ということで、昨年度はプラスアルファが出てございまして、このあたりが若干わかりづらいつらいつらであったということで、反省をしているところでございます。

それから、また一番最初に戻っていただきまして、三番目でございます。抽せんにおける兄弟姉妹の優先の規定の改正ということでございます。現行は、改正前のところでございまして、現行の段階では、兄弟姉妹が当該選択をしている場合には、これは通学区域外の場合でございますが、通学区域内はすべて保証でございますので、それ以外のところから選択権を行使するようないふ場合には、兄弟姉妹の場合には、現行は抽せん自体から除外するという形になってございまして、改正理由のところ、書いてございまして、既に通学区域の児童・生徒さんだけで上回る可能性の学校が出てきたためということで、そこを改正し、優先して抽せんするという形になってございます。優先して抽せんすることは、抽せんの対象にはしますが、その順番については兄弟姉妹のある方を先に優先しようというふうな考え方でございます。また、双子の場合どうするかということでございまして、双子の場合も、選択権行使は一人と見て対応をとってございまして、その点は同じような取り扱いをし、上に兄や姉がいる場合には優先の対象になるということでございます。具体的にここで今想定されているのは、市谷小学校ではそういった可能性が出てくる状況になってございます。

四点目でございますが、補欠の繰り上げ時期及び有効期限の変更というところです。現行の十六年度におきましては、繰り上げの時期を一月末と二月末に置いてございまして、最終的な有効期限は二月というふうにしてございまして、変更の理由のところに記載のとおり、私立などの合否につきましては、小学校は一月、中学校は二月ということで確定してきてございますので、小学校については二月まで待つ必要がございませんので、小学校については一月末を持って繰り上げと、補欠の有効期限はそこで切りたいというふうに考えてございます。中学校については従来と同様でございます。

五つ目の指定校変更受け付け時期の変更でございます。現行は三月一日からということで、一斉に受け付けをしてございまして、次年度につきましては二月一日から受け付けをしたいというふうに考えてございます。この理由につきましては、先ほどの四点目の小学校の方の補欠の繰り上げを一月の末としたためでございます。また、中学校の場合には、まだ補欠が残っている可能性がございますので、二月一日から一カ月前倒して受け付けをさせていただきませんが、そういった補欠が残っている場合については、審査自体は三月からやるということにしたいと思っております。また、中学校については、補欠がない場合は、このように二月から対応することによって、早く保護者の方も自分の子供さんの行き場所を確定したいという思いに対応したいというところでございます。

それから、六つ目の一番下でございますが、十六年度の学校選択の制度に関するアンケートということでございます。目的でございますが、この制度、十六年度から実施してございまして、実際にこの制度によって具体的に児童・生徒ないしは保護者がどのような意識を持っておろうかということで、そこを検証させていただき、この制度の充実を図りたいということでアンケートをするものでございます。対象については、小・中学校に在籍する一年生の保護者ということで、これにつきましては、十分子供さんとお話し合いをしていただいてアンケートを行いたいというふうに思っております。この七月、今月に実施をしたいというふうに考えてございます。

ちょっと別紙の三を見ていただきたいと思っております。本日、ちょっと保護者あてについてのお願いの文書を新しいものを差し替えさせていただいてございまして、特にプライバシーに十分配慮するというので、当初差し上げたものについては下線が入ってございましてでしたが、そこについてはしっかりと、その点について注意を払うということで下線をさせていただいてございまして、それからあと、少し誤字がございましたので、その訂正もあわせてさせていただいたものでございます。

それから、アンケートの具体的な中身でございますが、これにつきましては、実際にやっております区が四区ございまして、江戸川、杉並、品川、目黒とやっております。特に入学後、一定の期間を置いてアンケートをしているのは江戸川区だけでございます。それ以外のところについては、入学後すぐやっているわけでございますが、私どもとしては、その点について、その生活に一定期間なれていただき、学校行事についてもある程度経験した上で、じっくりとアンケートに答えていただきたいということで、この時期にお願いしているところでございまして、また秋に学校公開、それから説明会を用意してございますので、各学校側としても、このアンケートの結果を踏まえて説明をしていただければありがたいということで、この時期を想定しているものでございます。アンケートの内容については、その資料のとおりQ1からQ7まで、またQ8については自由意見になっているということでございまして、具体的な動機等、具体的な項目から選んでいただくようにして、その状況を把握したいというところ、また情報収集としてどういうものを考えていたのか、それから、実際に入学された後、どのような思いを持っていらっしゃるのかをQ6やQ7程度で質問しているというところでございます。

非常に雑駁な内容で大変恐縮でございますが、御説明は以上でございます。

それでは、報告の五でございます。「学校を活用した子供の居場所づくり事業」及び「家庭教育支援事業」の実施についてでございます。いずれも文部科学省の委託を受けまして、区内の協議会が実施をするものでございます。

目的でございます。居場所づくり事業の方から申し上げます。目的、学校を活用して、子供たちの居場所を整備し、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を行うことで、心豊かでたくましい子供を社会全体で育むというものでございます。

主催は新宿子ども居場所運営協議会でございます。これはスクールコーディネーターを中心に、学校長、PTA代表により構成するものでございます。

実施の期間は本年七月から来年三月まででございます。

実施の内容でございます。二つございます。土曜日等の居場所づくりと夏休みの中学校を活用した居場所づくりでございます。土曜日等に関しては、原則として中学校区内の小・中学校いずれか二校で、月二回の土曜日に地域の实情に合わせて実施をするものでございます。夏休みの居場所づくりでございますが、中学校の教室で通学区域内の小学生を対象とした「英語で遊ぼう！夏休み」を実施いたします。一講座九十分、五日間で、各校で三講座実施の予定でございます。なお、こちらの夏休みの居場所づくり事業は、教育委員会との共催事

業となっております。

周知の方法でございます。夏休みの居場所づくりについては、各小学校を通じて周知をいたします。土曜日等につきましては、それぞれの事業単位でチラシ等で周知をいたします。

参加費は、原則無料でございますが、材料費、保険料等の個人負担分については実費を参加費として徴収をいたします。

財源は、文部科学省「地域子ども教室推進事業」委託費でございます。文部科学省から都の協議会を通して、新宿子ども居場所運営協議会に委託されてまいります。

続きまして、家庭教育支援事業でございます。

目的は、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことで、すべての教育の出発点である家庭教育の支援を充実するものでございます。

主催は、新宿区地域家庭教育推進協議会でございます。これは、PTA代表及び地域の活動団体で構成されてございます。

実施の期間は、本年七月から十七年三月まででございます。

実施の内容でございますが、五つに分類してございます。「親子で遊ぼう！」「安心できるまちづくりは家庭から」「国際化に対応した家庭教育学級」「いま、親として自分をステップアップ」「お父さんと遊ぼう」でございます。それぞれ四つないし五つの講座を考えております。実施の内容、講座の内容でございますが、公募も含めて協議会で決定をいたしております。なお、六月二十五日現在の決定分は裏面のとおりとなっております。

周知の方法でございますが、六月二十五日の区広報で、七月実施分まで周知をしております。以降、「広報しんじゅく」「しんじゅくの教育」で順次周知の予定でございます。また、事業項目単位でチラシを作成しております。

参加費でございますが、原則無料。ただし、材料費、保険料等の個人負担分について実費を参加費として徴収いたします。

財源ですが、文部科学省「家庭教育支援総合推進事業」委託費でございます。文部科学省から都の協議会を通して、新宿区地域家庭教育推進協議会に委託されてまいります。なお、協議会の事務局は、生涯学習振興課が努めております。

それから、区のアクション〇四事業としての居場所づくり事業もでございます。こちら新宿子ども居場所運営協議会に委託をいたしますが、実施は各中学校・小学校単位に行われるというのを原則といたしております。

以上でございます。

それでは、生涯学習財団の十五年度の事業実績及び収支決算について御報告をいたします。平成十六年五月十七日に監事による監査を受けまして、適正である旨の報告がございましたので、五月二十五日の評議員会並びに五月二十六日の理事会に諮問し、いずれも全員一致で可決されました。その内容について、配布いたしました資料に基づいて概略の説明をさせていただきます。

まず、事業実績の方から、随時この冊子のページに従って御説明をいたします。

まず七ページでございます。七ページの中段から下の部分でございます。これは財団の事業としまして平成十五年度から実施をしたものでございまして、まさに区と住民の皆様間に位置づけられる事業かと思っております。初年度の新規事業の割には、この表にありますように一定の成果をおさめてきたということで、大変喜ばれ、今年度もさまざまな連携事業について実施をしていくところでございます。

次に九ページでございます。九ページの上欄の部分に団体等委託講座というものがございまして。これは、もともと区等が主催事業として実施していたものにつきまして、それぞれグループ等で力をつけてきた方に委託をして実施している講座でございまして、昨年度も延べ参加者数は一万七千人を超えるという盛況ぶりでもございました。それから、その下表の部分ですが、青少年健全育成委託事業、家庭教育支援委託事業等も、それぞれの団体に講座の委託等をし、実施したものでございまして、合計で三千五百名を超える参加が得られたという実績でもございました。

少し飛びまして、十一ページをごらんいただきたいと思っております。財団の事業の中でも大規模に取り組んでございまして、十一ページの下表以降でございまして、生涯学習フェスティバル、総合文化祭でございまして。昭和四十五年から取り組んでいる事業でございまして、九千名程度の参加者が得られたところでございます。

次のページ、十三ページですが、財団の自主事業としてスポーツプログラムを提供しているわけですが、これも大変盛況で、一万七千人弱の参加者を得て実施をされてまいりました。

次のページ、十四ページでございます。十四ページでナンバー二十というところでございましてけれども、肥満児のためのスポーツライアルということで、これも十五年度に新規事業として実施したものでございまして、これは参加者も非常に多く、大変喜ばれている事業で、過日マスコミにも取り上げられ紹介された事業でございまして。

十五ページでございますが、区民総合体育大会でございまして。これは昭和四十一年から、これらそれぞれの種目について新宿区体育協会等に全面的に委託をし、実施しているもので

ございます。これも大変盛況でして、延べ一万五千人弱の参加者が得られて実施をされてございます。

それから、少し飛びまして十七ページの表の一番下のところでございますが、区民健康マラソン大会、新宿シティーハーフマラソンということで、これは第二回目の新宿シティーハーフマラソンの実施に合わせて、区民健康マラソン大会を実施したものでございます。大変参加者からの感想も、続けてほしいという、満足したというふうな充実した事業であったかと思えます。十六年度につきましても早速取り組みを既に開始し、平成十七年一月三十日に実施をするということで事務を進めているところでございます。

次の十八ページでございますが、(二)のスポーツイベント事業の中の二番目に、区民レクリエーションのつどいという事業がございます。これは長い歴史を持っておりまして、今年度三十五回目を迎えるわけでございますが、それぞれの出張所、十地区ごとに地域から参加をしているわけですが、地域事情がそれぞれ変わってきたという中で、同じプログラムでの実施が難しいという状況が生まれてまいりましたので、各地域を主体とした事業に、もう少し充実した事業にしていこうということで、現在関係団体に御説明をし、来年度に向けての取り組みを開始したところでございます。なお、今年度は、この形での実施は最後ということで、盛り上げたいということで、関係団体の皆さんに大変御苦勞をいただいているところでございます。なお、区民レクリエーションにつきましては、その上の表にありますコミュニティスポーツ大会、これも各地域ごとの参加ということになっておりますので、これらをあわせたような形で、地域の方の取り組みやすい、そういう事業に組みかえていこうというふうに考えているところでございます。

次の十九ページでございますけれども、これは文化財関係の事業の部分で、普及啓発事業の中に「林扶美子展」以下書いてございますけれども、この年度は林扶美子生誕百年ということで企画をしたものでございまして、参加者からは大変好評を得たところでございます。

大変急いで事業の方を説明しましたが、三十ページに飛んでいただきたいと思います。三十ページには、その他事業ということで四つほど書いてございますが、その一番の中に調査・研究事業ということで、あり方検討会という実績が掲載されてございます。これは、財団そのものは民法三十四条の法人でございますけれども、実際に事業の内容を見ますと、区からの受託事業、補助事業等が、構成率を圧倒的にそこが占めているという状況や、財団のよさを発揮するためには、どういう形で財団の事業はあるべきかということで検討をしてきたものでございます。なお、昨年の地方自治法の改正に伴いまして、財団が受託している施

設につきましては、指定管理者制度の導入に伴って、直営もしくは指定管理者が施設管理を受託するという形になりますので、財団がどういう立場で今後いくのかということも含めまして、現在内部では詰めた議論をしているというところでございます。

それから、また少し飛びまして、今度は収支の決算でございますが、三十七ページの総括表をごらんいただきたいと思っております。この総括表が、合計、一般会計、特別会計というふうな表頭になってございますが、特別会計は平成十五年度で終了をいたしました。これは埋蔵文化財等の事業がなくなることに伴いまして、今年度限りでその特別会計を終了したというものでございます。これは前年と比べましても、予算額並びに科目の内訳等もほとんど変化がないわけですが、やはり決算の中でも事業費の八五％は依然として施設管理ということで、施設管理が主体となっております。この財団の所帯の割には事業費の占める率が非常に低いということでございますので、これからの財団は、その辺が大きな課題になっていくのではないかなというふうな考えているところでございます。

いずれにしても、財団に求められているという内容は大変厳しい内容になってございますけれども、これだけ多くの方が参加し、喜んで事業を実施しているわけでございますので、厳しい状況を十分踏まえながらも、区民の期待にこたえられる経営内容というところでの充実を図っていきたいというふうな考えているところでございます。

甚だ雑駁でございますけれども、御報告にかえさせていただきます。

それでは、報告の七番でございます。新宿区子ども読書活動推進会議についてでございます。

お手元の資料でございますが、新宿区子ども読書活動推進会議設置要綱でございます。子ども読書活動推進計画につきましては、十六年三月に策定をしたものでございます。この推進会議の設置につきましては、全体で計画の中に五十六項目があるわけでございますけれども、その中での一つの新規項目として項目化したものでございます。

第一条は設置ということでございますけれども、区民との協働による読書活動の推進ということで設置をするということでございます。

担当事項といたしましては、第二条でございますけれども、計画の進捗状況、あるいは計画の普及・啓発、その他関係機関等との連携・協力に関することということでございまして、構成といたしまして、十人の委員をもって組織するということでございます。(一)は、それぞれの幼稚園、区立の小学校、区立の中学校の代表ということで、PTAの代表からそれぞれお願いいたしまして、また(二)といたしまして、中央図書館の読み聞かせ会の代表。

中央図書館長

これは中央図書館で二十六年間、ずっと活動されている十八名のグループがいらっしゃるようになって、かなり代わりもしておりますが、ずっと毎週日曜日には欠かさず来られている方でございます。そのグループの代表の方をお一人、それから学識経験者から二人、それから区職員の職員から四人ということでございます。そして、こういった設置要綱を本年の四月三十日に要綱の設置をしたわけでございますが、その後、人選ということでございます。要綱の中でポストを明らかに指定したのもございますが、学識経験者につきましては選定を進めてきたわけでございます。

裏側をごらんいただきますと、一番から十番、全部で十名でございます。学識経験者をお二人ということでございます。一人は女性の方でございますが、東京大学の大学院の教育学部研究科の教授でございます。子ども読書の分野に非常に詳しいということで、新聞等でもよくインタビューなどで記事が出ている方でございます。杉並区ではブックスタートの事業のお手伝いといえますか、そういったこともかかわられたというふうに聞いております。それから、二番目の学識経験者でございますが、これは区内の袋町にあります出版クラブ、あの中に、社団法人の全国組織でございますけれども、読書推進運動協議会というのがございます。全国組織ではあります、区内に本部があるといえますか、この社団法人があるというよしみもあまして、特にお願いをいたしまして、新宿区にもかかわっていただきたいということでお願いをしたところでございます。あと、三番、四番、五番、六番、先ほど申し上げましたとおり幼稚園のPTA連合会の会長さん、それから小学校PTA連合会の会長さん、それから中学校PTA協議会の会長さんということで、六番目は中央図書館の読み聞かせ会の代表、七番以降は関係職員ということでございます。

なお、先日、六月二十九日に初会合をいたしまして、当日は教育長から委嘱状を六名の方にお渡しをするという中で、新年度に入って取り組んでおります小学校新一年生の図書館の利用登録の状況でありますとか、あるいは、五月にはポスター、チラシ等を作成しまして、チラシ一万八千枚などを作成しまして関係機関等に配布したわけですが、そういった十六年度の取り組みなどについてお話をいたしましたということでございます。座長の方からは、これから四年間取り組んでいくわけでございますけれども、やはり新宿区の取り組みについての、いわゆる新宿区のイメージといえますか、新宿区モデルみたいなものを発見していく必要があるんじゃないかというようなサジェスションをいただきました。全体的にまんべんなく取り組むということももちろん大事ですが、区が活動していく上でのイメージを明確にしていく上で、そういった新宿モデルみたいなものを発見していく努力といえますか、そう

いったものが大事じゃないかということです。

それから、四年間、今後推進計画を進めていくわけですが、行政の側等におきまして、当然人事異動等もあるわけですが、そういったものがあっても、きちんとシステムとして活動が進められるような状況もあわせてつくってもらいたいというような注文もいただいたところでございます。

大変雑駁でございますが、以上、新宿区子ども読書活動推進会議についてでございます。以上でございます。

説明が終わりました。

それでは、報告一について御質疑のある方はどうぞ。どなたか。

これは、四谷の小学校の跡地に幼保園を併設するということに対して、基本的にどうなんですか。地元は反対なんですか。

会派の対応と、あと地元の対応というのが必ずしもイコールじゃないんですけれども、これは教育委員会でもお諮りしたとおり、学校設置条例の一部改正と、それともう一つ、幼保園を含む補正予算案があったわけですが、補正予算というのは、今の旧四一のところの校舎の解体と、それと、今度新校をつくりますので、その設計予算という、そういう補正予算だったわけですが、議会の方の話でいいますと、両方とも可決しているわけです。ただ、地元の方は、学校の統合に当たっては、私どもがかかわってきた統合協議会とか、そういう関係団体、それとそれぞれの第三と第四のPTAとかがあるわけですが、説明会も実はもう何回も開催しているんですが、最終的にわかりましたという話には、実はまだなっていないところがあります。議案は可決されておりますので、手続的には作業は進んでいくことになるわけですが、地元協議の面では、実はまだ完全には御理解いただいていないというか。

どういうことなのかというと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、幼保一元という考え方自体を正面から反対する人はそんなにはいないわけですが、考え方として、幼稚園と保育園のいいところを合わせて幼保園をつくるということですから、方向としてはわかる。国の動きからいっても、文科省と厚生労働省の垣根を越えてということ、国レベルでも連携を進めていこうという話になっているわけですから、動きとしてはわかる。ただ、四谷の統合新校が決まったあの位置に、なぜ今、幼保園を一緒に併設しなければいけないのかということについては、実はかなりPTAのレベルでもアレルギーがあります。保護者同士がうまくやっていけるのかというような問題もありまして、今回の計画は、もともと小学校に幼

木島委員長

次長

稚園を併設するという事については、今まで小学校それぞれ併設幼稚園がございましたので、それについては地元の方ではイメージは持っていた。幼児施設と一緒に入る、幼稚園が入るということに思っていた人が多かったわけですから、それはいいんですけども、今度は三栄町の保育園もその計画の中に入ってきて、一緒に幼保園という形であそこに入る。幼保という、保育園と一緒にあってうまくいけるのか。それと、もう一つは、言われましたのはキャパの問題なんです。統合新校だけでも従来の校舎に比べるとかなりボリュームがありますので、いろいろな機能というか、スペースをつくっていますから、そこに今度、幼保園ということだと、プラス百何十名というちょっとオーバーかもしれないけれども、少なくとも百名以上を超えるような幼児施設になるわけで、同じ敷地の中にそれだけのスペースを確保できるのか。子供たちがぶつかって危ないんじゃないかというような、そういう危惧も大分言われております。

そういうことで、それと、さっきもちょっと申し上げたように、提案の時期が、私どもも小学校の情報については教育委員会で何回か途中経過の報告を行っておりますけれども、その時点で幼保園のことについては具体化していなかったわけですね。具体的な話ではなかった。それが三校統合ということと合意ができた。そのときに、区長部局との協議の中で、これからつくるのであれば、ただの幼稚園ではなくて幼保園だろうというような話が急浮上しまして、それで、今回そういう提案を行ったわけですが、いかにも唐突だと、その辺のそしりはちょっと免れない面がありまして、そういう手続的な面と、それとキャパの面と、幼稚園から見れば、保育園に対する若干のそういったなじまないんじゃないかというような面と、いろいろなところから地元の方ではいろいろやはり御意見がありました。その辺は議会側で案件は一応可決成立して作業は進みますけれども、今後、その辺の統合協議会を含め、御理解をいただく努力は引き続きしていかなければならないだろうというふうに考えております。

木島委員長

そうしますと、これは、例えば今後、小学校を幾つか統廃合すると、そういうところでも、やはり今後もそこに幼保一元化の施設をつくっていく可能性はあるわけでしょう。そうすると、やはりいわゆる小学校のPTAの父母にすれば、そこに保育園が加わるということに対して自分たちの仕事量が、正直なことを言えばふえるんじゃないかという心配と、小さな子供と小学生と一緒にあったときに、今、ぶつかったりとかというようなことがありましたけれども、体力的な差がどうなんだという問題があると。その検討するのに余りにも時間が短いという、今回はそういうことですよ。

櫻井委員

ほかに。
バリアフリーのことがあるんですけども、新宿区内の小・中学校では、結局、バリアフリーでない困るほどの障害を持った児童・生徒がいる割合というか、どれくらいいらっしゃるものなんですか。

学校運営課長

割合というふうなお話でございますが、特に重度で体の方に障害がある方は、普通は通常学級ということではなく、新宿区の場合には区立養護学校がございますので、そちらの方に入っているらしいです。ちょっと今、その数を持っていないんですが、割合的にはそれほど多くございませんけれども、それ以外に心の方の知的な部分の障害をお持ちの方が結構ふえてきていらっしゃる。それは固定学級で、現在結構ございますので、小学校が五つ、それから中学校が三つということで、その数は、これは五月一日現在の十六年度の数字で申し上げますと、養護学校の数が訪問も含めまして二十五名、それから、それは小学校だけですが、中学校も入れると十ですから、全部で三十五が養護学校関係者の数。それから、身障の固定学級の方でございますけれども、その方たちが、これは全部の数字で恐縮ですけども、六十五でした。小学校は六十五、それから中学校が十六ですね。ちょっと割合的に、今計算できませんが。

櫻井委員

ただ、この場合は、通常学級の学校施設に関して、これからもバリアフリーを進めていくということですよ。そうすると、やはりこれだけ必要だということになりますかね。

学校運営課長

もう一つつけ加えさせていただきたいのは、通常学級に、やはり特に知的、特に多動性のお子様なり情緒不安定のお様がふえてきていらっしゃるということで、小学校は七%ということで約五百五十名ほど、中学校で約三%、約百名ぐらいになるかと思いますが。

バリアフリーの部分については、区立養護学校の方たちが、本籍は区立養護学校でございますが、通常学級の方に復籍を持ってくるということは、今後の特別支援教育の流れでございますので、通常学級との関係で、バリアフリーを通常学級の方でも進めていただきたいと思いますところがございます。それに対する回答ということでございます。ちょっと違ったことを申し上げて申しわけございません。

櫻井委員

わかりました。そうすると、今は、例えば車いすを使って通常学級に通っているお子さんはいらっしゃるのかな。

次長

過去の事例で申しわけないんですけども、前に、やはり東戸山小学校なんですけど、車いすというか、寝台車みたいなものに乗っていたお子さんなんですけども、どうしても通常学級に入りたいというようなことで、籍は養護学校に置いて、実際は東戸山小学校に通った

お子さんがいらっしやいました。そのときに、一年生のクラスは一階にあったんですけれども、二年生に進学するときに、どうしてもやはり寝台車のような車いす、そのままですと通学できないというようなことで、エレベーターを設置したことがございます。そういうケースというのは事例は極めて少ないんですけれども、今後、そういうこともやはり考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

櫻井委員
木島委員長

わかりました。ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

特にほかに御質問がなければ、次に、報告二について御質疑のある方、どうぞ。
このシールは、各小学校なんかでは生徒に配られるんですか。

教育政策課長

学校を通して、町の人だけではなくて、当然児童・生徒にも配りたいというふうに思っております。

内藤委員

これはこれでもちろん結構なんだけれども、ちょっと別の問題になって恐縮ですけれども、やはり最近、大きなニュースになった子供の事件というのは子供同士の問題で、だから、そういう面についても教育委員会として、じゃ、そういう子供たちをどうしたらいいのかということになるべく早く論議すべきだと思いますね。これは、いわば大人社会というか、子供の世界の外からの脅威に対する対策で結構なんだけれども、やはりもうちょっと子供たちの内面の問題で、どういうふうに、指導が至らざるところがあれば、そこを直していくということも早急に検討する必要があると思います。

教育指導課長

ただいまの御指摘でございますが、指導課としては、問題がある児童、問題となるということか、その事故等、事件を未然に防ぐために、まず児童・生徒で実際に課題のある生徒、例えば先日の高田馬場の事件では、さまざまに課題のあるお子さんでありました。学校当局を中心として、極めて関係諸機関と連携していたにもかかわらず、あつた事件が起きたので、まずすべての子供にそうした可能性があるという言い方は非常に誤解を招きますけれども、さまざまに子供の間関係の中で起こり得ることであるということの大前提として、細やかに見ていく必要があります。特に課題ありと認識している児童・生徒については、いま一度しっかりと個別の指導計画を立てて指導に当たっていく必要がございます。そのことについては、既に各校園長にその話をしていっておりますが、さらに来週月曜日には各校の生活指導主任を招集いたしまして、その指導計画に当たらせていく予定でございます。

なお、そうした課題がある児童・生徒と認識されていない、いわゆる目立たないとよく言われる、ごく普通の子でしたというような子の中にも、いろいろなメンタルヘルスケアが必

要なわけでございますので、常に教育委員会としましては、特に今回事件で名前の出た、その学校そのものをケアするということで、スクールカウンセラーの増員を図っております。なお、今後も一部の学校だけではなくて、小学校についてもまだ全校に配置できていないところを前倒しをして全校配置で取り組んでいく形で、今準備が整いつつございます。今年度中にその方向性でやってまいります。

なお、さらに本区は目白大学と提携関係にございますので、そうしたスクールカウンセラーの事例を分析し、統計等を取りながら、目白大学に委託研究をして、子供たちの精神面のあり方や方向性を研究し、それを学校現場に戻して教員の指導力向上につなげていく、そういう計画でただいま準備を進めているところでございます。そうした報告については、なるべく早い時期に多くの方々に御提供して、さらに御批判も仰ぎながら実効性のあるものにしていく、そういう方向で今進めておるところでございます。

よろしいでしょうか。

これは学校で配るだけなんでしょうか。授業の中でというか、あるいは暇を見つけて先生が子供たちに、例えばこのブルーの「こうしよう」という部分だけでもとてもいいことを書いてあると思うんですが、これは何かお話しになることがあるんでしょうか。

今回、こういう安全教育というか、防犯教育につきましてはカリキュラムに組んでおりますので、そのときに、これを使いながら教えているというふうに考えています。それ以外にも、例えば今、不審者情報が地域でいろいろ出ておりますので、そういう際には、再度必要なところにはこれを配りまして、そのときに先生方から、犯罪から身を守るためにこうしましょうということでお話ししていただくようお願いしているところでございます。

ほかに御質問は。

ほかに御質問がなければ、次に、報告三について御質疑のある方はどうぞ。

これは、女神湖と千代田湖の選択は、学校が自主選択というわけですね。

原則は学校で選択ということになっておりますが、千代田湖の方は、どちらかといえば小規模校が多うございます。理由は、テントで二十五梁用意されて、そのテントに大体入れる人数が五人ぐらいですから、五人掛ける二十五梁で百人ちょっとということになりますので、百五十人、二百人を超えるということはちょっと収容不可能である。ただ、公平を期すために、校長会で運営を行っていただいて、なるべく隔年となるように調整をしていくというような形で、学校の意向が直接的に反映できるように工夫しておりますが、どうしても収容人数の関係で、ある程度の規模によって、大規模校は千代田湖の方は利用しにくいという状

木島委員長
櫻井委員

教育政策課長

木島委員長

櫻井委員
教育指導課長

況はございます。

木島委員長

つかぬことを伺いますけれども、この女神湖高原学園というのと千代田湖キャンプ場というのは、どちらが人気があるんですか。

教育指導課長

残念ながら、私、両方見学しておりませんので、いろいろなことと言えば好みだと思えますが、ただ、千代田湖の方は、高遠町と新宿区が深い関係の中で、いろいろと御提供いただいたりしておりますので、またそういうことで、学習の目標などが違ってくれば、郷土学習とか地域学習ということをやっていけば、千代田湖を選んだり、少し幅広く自然探索、観賞ということであれば女神湖高原学園というようなことがあります。特に女神湖の方は区の施設でございますので、その辺で利用の目的が違うということで御理解いただきたいと思います。

木島委員長

ほかに御質問がなければ、次に、報告四について御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員

これ、優先して抽せんするというのは、抽せんするのを優先するだけで、外れる場合もちろんあるわけですよ。

学校運営課長

確かに、委員がおっしゃるとおりに、これはやはり人気校になりますと結構な数が集まってまいりますので、抽せんして補欠という形の中で、翌年の一月に繰り上げられるかといいますと、全部いかない可能性も十分ありますので、そのあたりの一定の御負担も考慮しながら御選択いただくというふうになるかと思えます。

櫻井委員

くじ引きの最初の方が当たりとは決まっていなわけだから、優先して抽せんしても余り意味がないような気がするんだけど。

学校運営課長

例えば八十という二クラスで考えますと、過去の私立や国立の方に移動したり、あと、転出入の関係で一定の基準を設けて抽せんするわけでございますが、その中で実際に多くの方が抽せんの対象になったときには、繰り上げの順番を決める抽せんでございますので、枠としては、その抽せんは非常に大きな意味を持っております。

木島委員長

よろしいですか。

櫻井委員

もう一ついいですか。普通教室数の上限ということなんですけれども、結局、十八教室以上はつくっちゃいけないということと解釈していいわけですよ。

学校運営課長

今まで新宿区における学校の状況の中で、建設するとき、これをマックスとして今までつくってきてございますし、実際に小学校がこのように十八、一学年でいうとそれが三クラス掛ける六学年分というふうになってまいりますので、当然その学年によって一定の差異はございますが、これで実際に今の既存のところそういう形をつくっております。

木島委員長　ここに「特別の事情のある場合はこの限りではない」という文章がありますから、特別な事情があればよろしいということですね。

学校運営課長　特別な事情は、逆に言いますと、この基準に至らないケースの場合が多うございますので、どちらかという、既にこういった特別教室が確保できないような学校もあるということでございます。十九、二十つくれるような学校ということではございません。

内藤委員　そうすると、そのところなんだけれども、この(三)で「普通教室への転用が可能な教室と判断する」と。その後特別の場合というのがあるわけだけれども、これは、この普通教室への転用が可能な教室というのは、十八教室に含まれるんですか、数を数えるときに。

学校運営課長　この(三)で、ここに記載がございます特別教室を除いたところは、基本的には大規模改修工事はせずに、転用したものは普通教室の枠に入りますので、十八の枠に入ります。

内藤委員　この三が、いわゆるお役所の言葉の使い方で、非常にわかりにくい。(一)・(二)及び理科室、ざっと列挙してありますね。この「及び」というのはどこへつながるのか。つまり、(一)・(二)はどこへ。ざっと列挙して「を除いた特別教室」、これは(一)・(二)を除いた特別教室ですか。それとも、(一)と(二)があって、そのほかに理科室等を除いた特別教室なんですか。これは判読不能ですね。どちらにもとれますね。

学校運営課長　恐縮でございます。(一)と(二)は、そのままこれは特別教室の一つの基準をかけてございますので、「及び」のところの理科室以下のところで一つの主語が出てきてございます。ここに書いてあるおのおのの教室が、教科の特別の授業のために必要でございますので、それは転用の対象ではないということで、具体例を、これは限定列挙で書いているものというふうに解釈いただければと思います。

内藤委員　つまり、この(一)と(二)は普通教室への転用が可能な教室ではないということですね。これはどういうふうに書いたらいいのかな。除く方なのか、列挙したのが。

学校運営課長　すみません。特別教室そのものは、確かに(一)・(二)は特別教室という言い方をしてございませぬが、その一部ということでスペースという言い方でございませぬが、それを含めるということであれば、この特別教室については、この(一)・(二)も転用の対象にはならないというふうな判断にはなっております。

櫻井委員　それから、もう一つ確認です。アンケートは無記名だったわけですね。

学校運営課長　これについては無記名でございます。

木島委員長　よろしいでしょうか。特にほかに御質問がなければ、次に、報告五について御質問のある

方はどうぞ。

櫻井委員

家庭教育支援事業というのは、これは裏に大体対象が書いてあるんですが、居場所づくり事業に対する対象というか資格というか、それは小・中学生ならいいんですか。

生涯学習
振興課長

中学校を単位として考えておりまして、その中学校区域内の区立の小・中学校に通っている児童・生徒を原則として対象といたします。ただし、夏休みの間の中学校を活用した居場所づくりの方につきましては、中学校区の通学区域内の小学生だけが対象でございます。

木島委員長
生涯学習
振興課長
木島委員長

今、ちょっとよくわからないんですけども、小学校と中学生が対象ですか。

土曜日等の居場所事業については、小学生及び中学生が対象です。夏休みの居場所事業については小学生が対象でございます。

しかし、裏の方の家庭教育支援事業事業概要というところに、「お父さんと遊ぼう」というところには対象五歳から中学生と書いてありますが。

生涯学習
振興課長
木島委員長

大変説明が不十分で申しわけございません。裏の資料は家庭教育支援事業の方の事業の実施内容の御紹介でございます。

そうすると、居場所づくりの事業というのは小学校、中学生が対象。よろしいでしょうか。

内藤委員

これも余談というか、余計な感想ですけども、この「お父さんと遊ぼう」というのは、もう少し夢のある企画の方を検討してもらいたいと思いますね。会場は小学校を予定しているわけでしょう。小学校の校庭で段ボールで基地をつくって一泊するというのは、余りちょっと夢がないような。せめて公園とかね。何かもう少し夢のある企画を。

生涯学習
振興課長

すみません。これは戸山遊び場という、戸山公園で子供の遊び場事業をやっているグループの企画によるものであります。そして、これは夢がないという見方もありますけれども、学校に泊まるということ自体、非常に子供にとって夢のある内容であるとともに、それから、この基地のために用意する段ボールで、その基地づくりというのも、一定の基地づくりの体系がございまして、その指導のもとにつくるというものです。そして、父親の育児参加というのを促進するということで五番目の事業項目を立てておりますので、その目的にかなうものであるというふうに思っております。

なお、今後、この「お父さんと遊ぼう」に関しましては、九月以降の事業もいろいろと考えられておりまして、木工作であるとか、公園で遊んじゃおうとか、幼児も含めた父親と子供のペアを募集するということになっていきます。また、お父さんのためのキャンプ講座、あるいはモデルロケットを飛ばそうというような企画も今考えられているところです。いずれ

も見ようによっては夢がないかもしれませんが、一応企画する立場では、そのようには考えていないということです。

内藤委員 わかりました。この父と子供のキャンプにしても、実績があるんでしょうからね。だから、やってみて子供たちが喜んでいて、いい経験になったということなら、もうそれで結構だと思います。

木島委員長 ほかに。
この家庭教育支援事業の中に、三番の国際化に対応した家庭教育学級、在住外国人のための子育てセミナーということが書いてありますが、これはもう前からやっているんですか。今度新しいものですか。

生涯学習振興課長 これまで家庭教育の支援ということで教育委員会として取り組んでまいりましたのは、P T Aの研修を中心とするものでございまして、なかなかそこに参加してこられない方たちというのがいらっしゃるということから、今回、この五つの事業項目については、ふだんの参加が難しい方を対象にするという視点も持ってつくってございます。そのうちの一つが国際化に対応した家庭教育学級ということでございます。

木島委員長 ほかに。
ほかに御質問がなければ、次に、報告六について御質問のある方はどうぞ。

櫻井委員 これは募集人員というところが空白が多いんですが、これは何か意味があるんですか。例えば、十七ページの区民健康マラソン大会なんかの前のページもほとんどそうですが。

生涯学習財団担当課長 特に募集人員を定めなくて、どなたでも来ていいというものがありまして、そこは空欄になっている場合があります。例えば、区民健康マラソン大会ということだと、一定の主催者のめどはあるわけですが、それ以上多く来た場合にはお断りするということとはございまして、全部受け入れるというふうなことにしている事業等が空白になっていることが多いかと思えます。

木島委員長 ほかによろしいですか。
ほかに御質問がなければ、次に、報告七について御質問のある方はどうぞ。

櫻井委員 これも五人、五人でよかったですね。

木島委員長 よろしいですか。
それでは、特にほかに御質問がなければ、本日の日程で報告八、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 一件御報告させていただきたいと思えます。

先ほど、区議会定例会、第二回定例会の中でも随分話題、議論になっていたところでございますが、幼稚園と保育園の連携一元化についてありました。その中でも、愛日幼稚園、中町保育園の連携、またさらに四谷地区の幼保園の一元化を進めることとなっております。その際に、具体的な検討の中で、企画部と福祉部と教育委員会で幼保連携一元化の推進検討委員会が立ち上げてあるというような答弁をさせていただいたところでございますが、それだけではなかなか進まないということで、実質的に幼保園の検討、また進行するために実働部隊といいますか、そのようなプロジェクトチームを構成いたしましたので、その御報告をさせていただきます。

先ほど机上に配付させていただきましたけれども、七月一日付で企画部に兼務発令がされたものがございます。企画部副参事として保育課長、それから少子化対策計画担当と、それから学校運営課長が兼務となっております。それから、一般職員の中でも、企画部の企画課企画主査ということで、保育課の保育課主査、それから教育委員会では学校運営課の幼児教育主査が兼務発令されまして、具体的に検討を進めるということになっておりますので、一つ御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

そういうことでございます。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

木島委員長

協議事項

協議一 平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の採択について

木島委員長

次に、協議に入ります。

協議「平成十七年度使用一般図書（学校教育法第一百七条の規定による教科用図書）の選択について」を協議します。

では、協議一の説明を教育指導課長からお願いいたします。

教育指導課長

では、協議一という資料をごらんください。答申でございます。これは、五月七日の定例教育委員会におきまして、百七条の採択に際し、審議委員会を設けて審議していただくようにという御指示がございましたので、それに基づいてのことでございます。なお、七月一日の審議会で諮問に対する答申をいただいたものでございます。

まず、読み上げさせていただきます。

答申。本委員会は、平成十六年六月九日、貴委員会からの諮問を受け、平成十七年度新宿

区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する百七条図書
の採択に際し、採択の対象となる全ての教科用図書について調査審議を行いました。その結
果を別紙のとおりまとめましたので、ここに答申いたします。平成十六年七月一日、新宿区
教育委員会様。教科用図書審議委員会委員長、青木基幹でございます。

なお、本日のこの教育委員会協議会におきましては、この審議委員会の委員長をしてくだ
さいました、新宿区立柏木小学校、青木基幹校長がお見えになっておりますので、後ほど審
議委員会の審議内容等を御説明をさせていただこうと存じます。

それでは、一枚目をおめくりください。最初に、小学校の心身障害学級及び養護学校の小
学生対象のところで使用いたします百七条の規定による教科用図書の一覧表がございます。
題名が採択希望一覧表とございますので、いわゆる学校教育法百七条に基づきまして、文科
省の検定済み教科書を、いわば通常使うべきところ、それぞれ障害の程度に応じて発達段階
等が違いますので、このような一覧表にまとまっておりますのは、それぞれ学校から採択希
望の出たものでございます。これはもともと、ちょっとこちらを見ていただければ、心身障
害教育教科書調査研究資料と申しまして、こうしたものが既に、この中から選ぶようにとい
う形でございます。いわゆる教科用図書として使うわけでございますので、CDとかテープ
とか、あるいはパズル的なものではなくて、ある一定の系統性のあるものが百七条図書とし
て指定されております。その中で各学校が子供の実態に応じて選ぶということでありませ
う。その表は、まず教科別に分け、そして使用学年、例えば一ページ目の一番上の表の欄を見て
いただければ、使用学年、四年生、六年生で、資料番号四十七というのは、この資料集の中
に示されている番号でございます。「五味太郎のことばとかずの絵本 かたかな絵本アイウ
エオ」で、希望学校が東戸山と花園の両小学校から採択希望で出されているものでございま
す。

それから、少しめくっていただきまして二枚目、ずっと教科別に流れていっております。
三枚目、そして四枚目には同様な形で、中学校、それから心身障害学級、養護学校用として
同じように中学校等が表に分けてございます。採択希望が出ておりますので、およそこのよ
うな形で選ばれてまいります。これを新宿区で採択として協議していただいた上で認めて
いくということであれば、今後、子供の実態等に応じては、この中から選ぶのであれば、例
えば仮にある学校が、当初この表の中で採択希望が出ていなくても、この表の中のものであ
れば選ぶことができるという意味でございます。

甚だ簡単ではございますが、私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

櫻井委員長
職務代理者
審議委員会
委員長

それでは、審議委員会の青木委員長から、審議委員会の審議内容、議論になった点などについて、また御意見などがありましたら伺いたいと思います。よろしく願いします。

柏木小学校の校長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この審議委員会の委員長を務めさせていただきまして、メンバー六人とともに審議をさせていただいた審議内容の確認事項等について御説明を申し上げます。

まず一点目は、教科書採択の流れの確認をいたしました。特に本年度、小学校の教科用図書の採択がえの時期であり、この時期の百七条図書の採択ということを確認をいたしました。

それから二点目は、学校から今回希望が上がった図書については、すべて先ほど指導課長の説明にもありましたように、東京都教育委員会が作成しました平成十五、十六年度心身障害教育教科書調査研究資料の中に載せられたもので、特別な調査研究を必要とはしませんでした。また、この調査研究資料以外から希望が出された図書があった場合についての確認をいたしました。あくまで先ほども説明がありましたように、採択の原則に基づき、公正かつ十分調査研究することを確認をいたしました。

次は、答申の際に提出した採択希望一覧表の記載事項の確認ですが、当初は、審議委員会の原案では、文部科学省検定済み教科書も載っておりましてけれども、あくまで新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する百七条図書の採択に関する一覧表ということで、文部科学省検定済みの教科書については削除させていただきました。それから、文部科学省検定済み教科書と百七条図書の使用の確認をいたしました。

先ほども説明がありましたけれども、この採択希望一覧表には、学校からの希望として学校名も載せてありますけれども、新宿区教育委員会として採択されたものであることから、どの学校の教科書についても採択できることを確認いたしました。

以上でございます。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

質問なんですけれども、今見せていただいた中には中学生用はないんでしょうか。ないんですね。

大変な御努力をいただきましてありがとうございます。そうしますと、これは、今の御説明のありましたように、各学校の希望も入れるということですか。

希望を通していくということが原則でございます。

すみません。質問をちょっとつけ加えさせてください。表は、中学校、小学校分けてやってありますが、この百七条図書については、小・中の区別はございません。よろしくお願い

木島委員長
櫻井委員

木島委員長

教育指導課長

木島委員長

教育指導課長
木島委員長

いたします。

なお、本日は、あわせてこちらの方に教科書以外の、いわゆる一般教材をお持ちしてございます。見ていただければ、こういうものも使いながら指導を行っているという参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見、または御質問がありましたら、どうぞ。

ほかに御意見、御質問、特になければ、本日の協議会は以上で終了といたします。

次回の教育委員会で採択をお願いいたします。

わかりました。

閉

会

午後四時十六分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。